

与謝野町

## ファミリー・サポート・センター

1

### ファミリー・サポート・センターとは？

子どもを「預けたい人」と「預かる人」のネットワークをつくり、  
地域で子育てについて助け合う会員組織です。

- 1 子育て中の人仕事や急な用事等で、子どもの世話ができないときに、一時的・臨時的に地域の人が子育てを応援する会員同士の相互援助活動です。
- 2 「子育ての援助を行いたい人（おまかせ会員）」と、「子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）」との会員組織による相互援助活動により、地域での子育て支援の輪を広げることを目的とします。
- 3 収入を目的とするベビーシッター等の職業ではなく、会員同士の助け合いにより、次世代を支える人達を支援する地域活動です。
- 4 援助を行うかどうか、援助を受けるかどうかは、会員の自由意思に基づきます。
- 5 センターは、会員同士をつなぎ、援助活動の調整をしますが、センターと会員は雇用関係にありません。

### 援助活動の内容

#### 会員による

1. 保育所、こども園、幼稚園、小学校等（以下『保育所等』）の開始時間までの子どもの預かり
2. 保育所等の終了時間後の子どもの預かり
3. 保育所等までの子どもの送迎
4. 子どもが軽度の病気の場合等の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等、外出時の子どもの預かり

※ 原則、子どもを預かる場所は「おまかせ会員」の自宅、又は、岩滝子育て支援センター、加悦子育て支援センターとします。  
※ 子どもの宿泊は行いません。

2

3

### 会員の条件

#### おねがい会員 （援助を受けたい人）

- ・ 与謝野町に住所のある方
- ・ 概ね生後5ヶ月から小学校6年生までの子どもを育てている方

#### おまかせ会員 （援助を行いたい人）

- ・ 与謝野町に住所のある方
- ・ 心身ともに健康で、育児の援助活動に理解と誠意のある方
- ・ センターが実施する講習を受講した方

#### 両方会員

おねがい会員とおまかせ会員  
を兼ねた方

# 4



## 入会手続きについて

- 1 入会申込書に署名捺印のうえ、必ず本人がセンターにご持参ください。  
(本人確認のできる **免許証** または **保険証** もご持参ください)  
なお、「入会申込書」と「会員証」に添付する**写真2枚(2.5cm×2cm)**をご持参ください。
- 2 今後の援助活動調整の参考のため、アドバイザーがお話を伺います。
- 3 「おまかせ会員」・「両方会員」に登録を希望される方は、センター実施の講習を受講していただきます。
- 4 入会申込受付後、「会員証」を交付します。  
会員証の有効期限は「おまかせ会員」は5年間、「おねがい会員」は援助を受ける子どもが対象年齢を超えるとときまでとなります。
- 5 入会にあたっての入会金・会費等は無料です。



# 5

与謝野町ファミリー・サポート・センター

## 事務局の役割

- ・ 会員の募集、登録その他会員組織に関すること
- ・ 会員相互の援助活動の調整に関すること
- ・ 会員を対象とする援助活動に関する講習会等に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 広報に関すること

# 6

## 報酬等

| 報酬基準額        |            |             |
|--------------|------------|-------------|
| 平日           | 7:00～20:00 | 600 円 /1 時間 |
|              | 上記以外       | 700 円 /1 時間 |
| 土・日・祝祭日・年末年始 |            | 700 円 /1 時間 |

| キャンセルの場合 |              |
|----------|--------------|
| 前日までの取消  | 無料           |
| 当日の取消    | 最初の1時間までの報酬額 |
| 無断取消     | 予定援助報酬額の全額   |

- ・ 1日の援助活動終了の都度、「おねがい会員」から「おまかせ会員」に直接支払います。
- ・ 報酬は「おねがい会員」から「おまかせ会員」に支払われるもので、センターは報酬の授受に介在しません。
- ・ 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ・ 援助活動の時間が1時間を超えた場合、30分までは報酬基準額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とみなします。
- ・ 食事(ミルク)、おやつ、おむつ等については、原則「おねがい会員」が用意してください。ただし、やむをえず「おまかせ会員」が用意したときは、「おねがい会員」がその実費を支払います。

## 交通費について



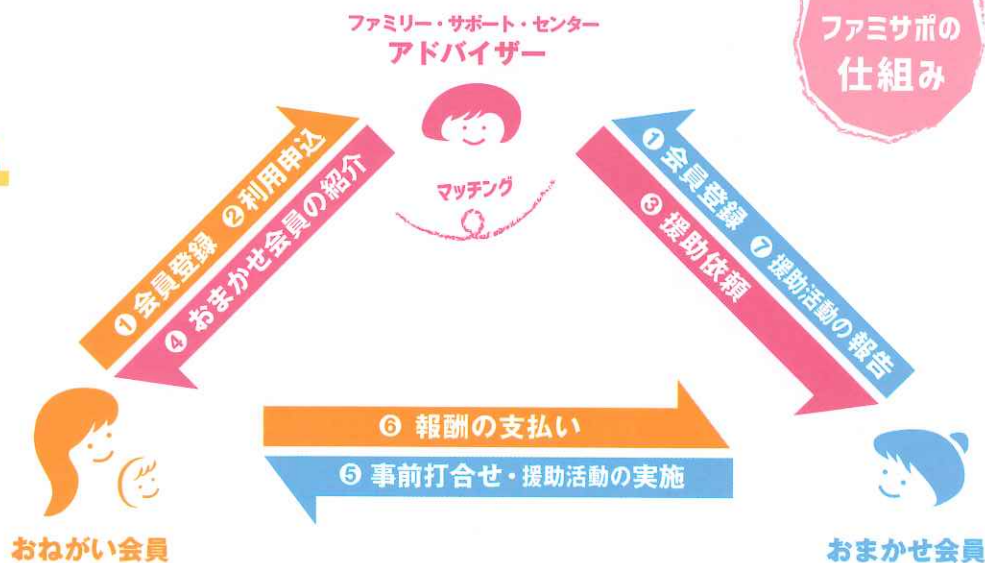
| 自家用車を使用した場合  |    |       |
|--------------|----|-------|
| 片道10km未満の場合  | 1回 | 100 円 |
| 片道10kmを超える場合 | 1回 | 200 円 |

| 公共交通機関・タクシーを利用した場合 |  |
|--------------------|--|
| 実費                 |  |

※保育所等・習い事・病院への送迎の場合、送りで1回、迎いで1回になります。



## 援助活動の流れ



- ① ① 会員の対象となる方で、サービスの利用または提供を希望する人はセンターに会員登録をし、アドバイザーは、登録会員の中から事前に「おねがい会員」と「おまかせ会員」のマッチング（ペアの事前決定）を行います。
- ② ② 登録した「おねがい会員」は、利用したい時に、その日時と内容をセンターに申込みます。
- ③ ③ センターのアドバイザーは、その内容を「おまかせ会員」に依頼します。
- ④ ④ アドバイザーは、了解が得られた「おまかせ会員」を「おねがい会員」に紹介します。
- ⑤ ⑤ 援助活動の実施
- ⑥ ⑥ 援助活動終了後、「おねがい会員」は、「おまかせ会員」に報酬を支払います。
- ⑦ ⑦ 「おまかせ会員」は活動報告書を作成し、「おねがい会員」のサインを付してセンターへ提出します。

- ・センターの開所時間は、午前9時30分から午後3時30分までです。土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。
- ・それ以外の時間に急な活動を依頼したい場合は、マッチング（事前打合せ）が行われている場合に限り、直接「おねがい会員」から「おまかせ会員」に依頼をしてください。
- ・急な活動の前に「おねがい会員」が必ずセンターに、双方の「会員名・活動日時・活動内容」をご連絡ください。活動の連絡がなければ、事故のとき保険の対象になりません。
- ・開所時間以外の時間に、急に活動内容の変更（時間変更・追加変更・キャンセル等）をしたい場合は、双方会員の了解の上、行ってください。なお、活動前に「おねがい会員」が必ずセンターにEメールか、留守番電話にメッセージを残し、ご連絡ください。



## 保険



援助活動に関して生じた事故等に対応するため、「地域子育て支援補償保険」に加入しています。  
この保険には「サービス提供会員障害保険（おまかせ会員傷害保険）」、「賠償責任保険」、「依頼子供傷害保険（おねがい会員の子ども傷害保険）」と「お見舞金制度」があります。  
保険料はセンターが負担しますので、会員の費用負担はありません。





## Q1. すぐに預ける予定がなくても「おねがい会員」になれますか？

なれます。ファミリー・サポート・センターのサービスを利用するには、あらかじめ会員登録や「おまかせ会員」とのマッチングが必要です。

一時的・臨時的な活動時のために、事前に余裕をもって入会申込み等を行ってください。

## Q2.

「おまかせ会員」になりたいのですが、車に乗れないけれどいいですか？

車に乗れなくても大丈夫です。活動できる範囲でお願いします。

## Q3. 短時間でも援助活動は受けられますか？

原則として1時間以上としています。短時間でも依頼できます。ただし、1時間未満の場合は1時間として計算します。

援助を受けたい方

援助をしていただける方

## 入会申込み・お問合せ

与謝野町ファミリー・サポート・センター 事務局 (NPO法人まるっと丹育)

でんわ 080-4243-3192 メール maruttotaniku@gmail.com

与謝野町字岩滝 861番地 6 岩滝子育て支援センター内 【開設時間】 9:30～15:30 (土日祝・年末年始はお休み)

## Q4. 1人の「おまかせ会員」が複数の子どもを預かってよいのですか？

1人の「おまかせ会員」に対して1人の子どもが原則です。ただし、「おまかせ会員」と「おねがい会員」双方の承諾が得られれば、複数の子どもを預かることが可能です。

## Q5. 「おまかせ会員」ですが、家におもちゃやチャイルドシート等がないのですが、どうすればいいですか？

預ける上で子どもに必要な物は、原則として「おねがい会員」が用意しますので、事前打ち合わせで「おねがい会員」にその旨を伝えてください。またチャイルドシートは、ファミリー・サポート・センターでも貸し出しています。

## Q6. 「おまかせ会員」が急な用事で活動ができなくなったときはどうしますか？

「おまかせ会員」は、「おねがい会員」とファミリー・サポート・センターに電話をして援助活動を休んでください。

「おねがい会員」は、他の「おまかせ会員」の援助活動が必要であれば、改めてファミリー・サポート・センターに連絡してください。

## Q7. 微熱がある子どもを預かることができますか？

軽い発熱や病気の回復期は可能ですが、重病の場合や容態変化の激しい場合など医師に診てもらった必要がある場合は、適切ではありません。預かっている間に容態が変化した場合は、速やかに「おねがい会員」に連絡し、病院の受診等について相談してください。

## Q8. 家事をしてもらっていいですか？

家事援助は、ファミリー・サポート・センター事業には含まれていませんので、家事は依頼できません。

## 入会申込み・お問合せ

与謝野町ファミリー・サポート・センター 事務局 (NPO法人まるっと丹育)

でんわ 080-4243-3192 メール maruttotaniku@gmail.com

与謝野町字岩滝 861番地 6 岩滝子育て支援センター内 【開設時間】 9:30～15:30 (土日祝・年末年始はお休み)